

第18回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成24年 8月22日(水)
午後1時30分から
場 所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 「議会部会専管テーマ」に係る条文(案)について

3 その他

4 閉 会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第18回）議事録

開催日時 平成24年8月22日（水） 午後1時30分～午後3時30分
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 17名
欠席者 委員 6名（足立委員、小谷委員、梶野委員、西野委員、
辻委員、植村委員）
傍聴者 10名
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 まず、手元の資料の確認をお願いしたい。次第、次回の案内、議事録で、今日使う資料については、前回の最後に配らせてもらった議会部会の全体会検討用というA4(2枚)と説明文がA4(4枚)のものがあるか、ない場合は事務局まで連絡してほしい。

議題に入る前に、日程の確認をしたいと思う。第19回が9月3日(月)午後1時30分から、第20回が9月24日(月)午後1時30分から、場所は役場3階の委員会室で行なう。

それでは、次第に入っていきたいと思う。議会部会の専管テーマに係る条文案についてということで、事前に渡している議会部会からの資料を用意してほしい。具体的な説明については、議会部会の田島部会長のほうからお願いしたい。それではよろしく願います。

田島委員 <議会部会 専管テーマに係る条文案の説明（議会及び議員の役割と責務等）>

議 長 議会の役割と責務、そして議会の権限について説明をしてもらったが、何か質問等はないか。挙手のうえ発言をお願いしたい。

藤村委員 先ほどの説明のなかで、議会の役割と責務の第1条第3項で、ここだけ

「・・・過程を説明する責任があります。」という書き方をされていて、それ以下の項はすべて「・・・責務を果たします。」や「・・・しなければなりません。」という書き方になっているので、他とのトーンが違うのはどうということか。

田島委員 特にということではなくて、基本原則のところ、説明責任というのがあったので、それをそのまま書いたということである。もし、「・・・しなければなりません。」のに揃えたほうが良いのであれば、「説明責任を責務を果たさなければなりません。」というように書き換えてもかまわない。

藤村委員 そういうことであればそれで結構かと思う。ここだけ違ったので、何か意図があるのかということでも質問させてもらった。

遠山委員 私も同じで、第1条第3項でできれば「・・・しなければなりません」に統一したほうが良いと思う。責任と書かなくても説明責任ということは分かると思う。議会報告会については、説明のところ「別に規則で定めています。」と書いてあるので憲法とかほかの法律でもあるが、第3項の最後の「過程を説明しなければなりません。議会報告会に関する事項は別で定めます。」というように条文の中に入れてもいいかなと思う。

小林委員 議会部会のメンバーであったが、今、気づいた点があって申し訳ないが、一つは、第2条第2項の議会は、「執行機関に対し調査・監視する権限、(地方自治法)法に定められた権限、並びに次に掲げ事項を議決する権限を持っています。」とあって、第1項が条例の制定改廃、予算の議決など(地方自治法)法に定められた事項とあるが、これは第1号が重なっている。だから第1号はカットしたほうがすっきりするのではないか。要は調査・監視権限などや法に定められた権限というのは当然ながら付与されているわけであるから、それ以外に条例で定めて初めて議会が持つ権限というのを列記してあるという形のほうが、第2号以降が議会に新しく条例で付与する権限である。すなわちここに書いてあるとおり、第2号であれば基本構想を具体化するための基本計画、用地売買が想定される計画の策定、住民生活又は地域に影響を及ぼす重要な施策及び制度とあるので、第1号はカットしたほうが良いと思う。

二つ目は、先ほど部会長から話があったが、住民という言葉が、第1条や

第3条に出てくる。「住民」と「町民」の定義をどうするかという問題については定義のところをやったが、要は「住民」というのは参政権との絡みも考えながら、いわゆる町内に住所を持つ人で、有権者に近いイメージである。それから「町民」というのは、もっと幅広く働いている人であるとか団体であるとか、まちづくりに参画する主体としては、幅広く採ろうという概念での選定が「町民」であった。この第1条第3項のところの「住民」とは内容的には、例えば第1条第4項で言えば、「議会は、住民参画を推進するため・・・」この場合の「住民」とは、前の定義で言えば「町民」というイメージである。先ほど田島部会長からも話があったが、町民部会や行政部会からの専管テーマとのすり合わせ、全体を整理しながら、どちらを使うのが妥当なのかということは最終で決めていけばいいと思う。3点目の細かいところであるが、「本条例」と「この条例」というのがあって、例えば、第1条第1項で最後の「本条例に基づき・・・」で本という言葉を使っている。また、第2条では「この条例の趣旨に基づき・・・」でこのというのにしている。要は、自らの条例を「本」にするか「この」にするか、また違う表現にするかは後日、統一した形で、当然ほかの条文でも出てくるので、用語の整理として少し気を付けておきたいと思う。

田島委員 第2条第2項の権限についてであるが、これは、1から5が議決権ということでまとめて書いたが、指摘のとおり(1)で、地方自治法第96条に載っている、法に定められた権限になっている。確かに重なっているので、(1)を省いてもいいと思う。(2)以降をこの条例で新たに定める議決すべき項目という形でまとめたほうがいいと思う。

遠山委員 それであれば、(1)は権限には変わらないので、書き方であるが、第2項の「並びに・・・」というのはよくあることであるので、「のほかに」というようにしたほうがわかりやすくはならないか。法に定められた権限のほかに、次に掲げる事項の研究する権限を有する」というように列記したら、プラスアルファでこれが追加されたということがより分かりやすくなるかと思う。

田島委員 私たちも条例については、全くの素人である。例えば、第2条第2項で、地方自治(法)とあるが、ほとんどの条例を読んでいると法としか載っていないが、地方自治法とわかっているのであれば、地方自治法と書けばいい

という意見も出ていた。ただ、条文の書き方として、どういう書き方が一般的なのかというのは、私たちでは分からなかったもので、これは最後に条文チェックをしてもらうときに決めてもらえばいいということで、カッコのままを残した。条文の書き方そのものについてご意見があれば教えてもらいたい。私たち素人としてはありがたいというのが正直な意見である。

藤村委員 2点ほど質問があるが、一つ目は、議会の権限の第2条の(3)で、「用地売買が想定される計画の・・・」とあって、その説明が、③のところ用地売買に絡む計画については・・・」と書いてあるが、ここでいう用地売買とはどういう用地売買を想定されているのか。いわゆる公共である用地売買であるのか、民間でも大規模で用地売買があるときがあるので、そういうときの用地売買なのか、ある程度の定義をしておく必要があると思う。二つ目が、①の説明の下第1条第4項のなかで、「地方自治法に基づく公聴人制度のほか、請願者が意見を言える機会を設ける。」とあるが、この説明の資料というのは、解説のなかにも引用されると思うが、そのときに、私もたまたま福祉のまちづくり学会で高齢者や障害者の問題を扱っていることがあるのだが、「請願者」という言葉を使うと要するに視覚障害でなくて健常者と**晴眼者**という、健常者と障害者と言うときに目の見える人を**晴眼者**と言う。そのときの発言が全く一緒で、字は全然違う。これが条文としてできて解説に使うときに、ほかにもそういうところがあるのではないかということで、そのチェックを何処かで入れる必要があるという気がする。そういったことも検討していただきたい。

田島委員 説明書のほうの3ページ目の(3)の用地売買であるが、これは一応議会で検討する場合には、予算や決算に関して今まで用地売買の件が議会で検討されてきたと思うが、ただ、決算や予算の段階に議会で検討ということになると、すでに決まった状態で挙がってくることが多かった。あるいは、土地開発公社の絡みでいうと全く知らされなかったということも、歴史としてあるので、それで用地売買、特に町が保有する土地開発公社から町が買い上げて町保有の土地になるので、そういった土地について売買がもしされるとして、計画が想定された時点から決定過程の透明性を確保するために行うという趣旨でやっているのだから、あまり細かく私的私有地がどうかというのではなくて、あくまで町政と関係のある土地というように想定した。ただその規定を用語として入れなければならないというのであれば、

もう少しこの表現を工夫する余地があるのかもわからない。

小林委員 若干補足すると、藤村委員から意見のあった件で、民間の売買は想定していない。基本的に民間の用地売買を制約することはできないということで、これを制限しようとする開発行為の制限とか都市計画法に申請だとか行政法規に該当する場合は制限できるが、それ以外は制限できない。だからここで言っていることは、田島部会長が言ったとおりであると理解してほしい。私も気がつかなかったが、説明書の3ページの(4)で、「地区計画作成、大型店舗出店計画、高齢化対策、空家対策など、住民生活や地域に重大な影響を与える場合を言い、直接的な影響を及ぼさない行政内部の施策及び制度は含まれません。」とあるが、大型店舗出店計画が入っているが、これは現在計画されているものを想定した形の言葉だと思うが、これは民間の行為であるから、開発行為なんかに引っかかる面積でもって、申請が必要であれば、その限りにおいて行政は関与できるが、単なる民間の開発計画を法的には制限できない。別途開発要綱とか市町村が民間の開発行為を制限するような条例もしくはそれに近いものを持っていれば、指導要綱みたいなのがあれば、話は別かも分からないが、上牧町にはそういったものは無いと思うので、(4)の大型店舗出店計画を何らかの形で直接的に上牧町は規制することはできないと思う。だからこれはカットしたほうがいいと思う。要は、都市計画法や建築法に引っかかるとか、そういった場合は法律に基づいて審査はできるが、そうでない場合は、お願いはできても開発者に対して町は規制できないと理解している。

藤村委員 今回の件であるが、都市計画法が変わったのかよく知らないが、民間の開発であっても、町の中の将来の土地利用計画というのを都市計画法で決められると思うが、そのときに、もともと総合計画というのがあるって、マスタープランというのがあるって、そのときに用途地域とか決められるわけであるが、これももう決められた。そのなかでさらに、地域地区計画というのがあり、その地域地区計画というのは、地域を無秩序な開発から守るために景観法という法律も絡めて、地域地区計画をするということになっている。であるから、その地区を民間が開発するというところになっているけれども、地域地区計画の中に入っていれば、当然公共と同じ扱いをしなければならない。ということになるので、そのあたりのことも含めて今後、用地売買や地域地区をどうするかということの規定していく必要があるのではないかと思う。

小林委員 今の藤村委員の意見に全く同感であるが、ただ、今言っているのは、私が申したように、法令や条例で規定がある場合、開発面積や開発の目的といったものが、抵触している場合には法や条例に基づいて申請をしてもらってそこで許可を取ってもらうということであると思うが、それに該当しない開発であれば、それを根拠もなしにお願いはできても、指導や規制はできないということを申し上げている。だから(4)のところは、このまま書いておくと、何でも規制できるような、町はまちづくり基本条例ができれば何かしら開発行為を試みる業者に、この行為をまちづくり基本条例に基づいて町は規制できるというように捉えるのであれば、それは誤解である。そうでないということを明確にしておかなければならない。だから藤村委員の言った法律や条令に基づいてしかできないということを明確にしておかなければならないという意味である。

柄沢委員 今、お二人が専門家の立場で言われているので、私たち素人が理解できにくい部分もあるのだが、要するに私は、大型店舗出店等された場合に確かに他の立地条件や土地開発利用計画とかに全部、法的にあっていれば許可を出さざるを得ないという意見も今までかなり聞いたことがある。ただ、それに伴ってその周辺の整備であるが、道路とか進入路の問題とか、例えばその道路が片側一斜線しかないところでそういうのができたら、すごく渋滞が起きる場合は、その開発業者の購入土地の中に進入路の一部分の含めて作っていただくような、そこが二車線になるような工夫をしているところがある。そういう方向をお願いするという事しか権限がないと言われたが、「許可を出すについてはこういう方法をとってくださいよ」というような許可を出せないのかも分からないし、同意になるのかも分からないが、そういう部分で住民生活になるべく影響を与えないような形をとるという意味では、私はここに入れておいてもいいのかなと思う。

田島委員 入れたときは、確かにユニーの計画が頭にあったので、そこは町誘致が含まれているので、議決案件として挙げられたのであるが、ただ、町有地が含まれない大型店舗については、議決事項として並べているなかにあるもので、だから、議案として審議するのは構わないが、議決できるかどうかというなかに含まれるか云々という判断になると、これは議決事項として含んでしまうと私有地だけの出店計画の場合には議決の権限がなくなると

ということなので、ちょっとまずいかなという気がする。

小林委員 今回のユニーの事案は、開発面積から見て都市計画法上の開発行為に該当すると、私は今の計画法がどうなっているのか詳しく知らないが、多分該当するものだと思う。したがって県の申請とか許可とか若しくは地元のほうの事前打合せとかいろいろな手続きを要する行為だと思う。加えて田島委員が言ったように、町有地が一部含まれているということであれば、町の関り方がもっと高まってくるという事案だったと思う。したがってユニーの場合は状況が違うと思うが、全く町有地の絡まないようなもので、しかも開発行為の面積に該当しないような、例えば小さなスーパーが出ると、空き家を取り壊して、小さなスーパーが出るような場合もある種、開発は開発である。例えば片岡台で言えば、スーパー万代の前に高齢者専用賃貸住宅ができた。これも開発である。北星スーパーが撤退した後、そこを使って面積的には150坪から200坪ぐらいだったと思うが、そこに50戸ぐらいの高齢者向けのワンルームマンションがオープンしている。こういうふうなものはなかなか規制がしにくい。これを議会で議決して良いも悪いもできない。だからこれは議会の議決権限としてこれを入れておくというのは相応しくないということを申し上げている。だから規制しようとするとは別途違うことを考えないといけない。これが規制できるかということもややこしい問題になる。要は条例で持ってそういうようなものの進出を規制できるのかと、高齢者専用賃貸住宅が上牧町に次々ともし出てくるといようなことがあったら規制できるのかと、これもなかなか難しい問題で、議会が良いも悪いのということを決める話ではなくなってくるわけである。けれども、極めて町には影響が大きい話であるから何らかの指導はできるようなことを私は検討すべきだと思っている。ただ、何度も申し上げているが、まちづくり基本条例のなかの議会の議決権限として入れておくのはどうかと、こういうことを申し上げているわけである。

遠山委員 議会の先生方もたくさんいらっしゃるの、逆に教えてもらいたいのだが、議決する権限を与えるイコール規制するともちょっと思えないところがあって、権限を与えてもいいのではないかと思う。大規模な開発があったときに、議会のところで話し合ってもらってイコール規制するということになるのであれば、外さないといけないのかも分からないが、住民生活又は地域に及ぼす重要な施策及び制度について、議会の中で話し合う。議決と話

し合うではまた違うのかもしれないが、そういう場があってもいいのかなと、イコール議決する権限を持っている。議決すればその開発行為が規制されるということになると問題だと思うのだが、その辺の兼ね合いがちょっと分からないので、知っている方がいれば教えてほしい。

例えば、大規模な開発があったときに、それが民有地の開発計画でどうなのであるか。

東 委員 ここで議決するというのは厳しい。議会が議決するものではないというように思う。

藤村委員 やっぱりそこら辺りの規制というのが、一つは都市計画法の問題があって、そのなかで訂正するのかどうかという話があるのと、それからもう一つは開発の規模によっては環境影響評価をしないといけないということで縛りがある。私が前にこのユニーの話で調べたところによると、ぎりぎり環境アセスメントをしないでもいいという規模である。だからあれ以上の規模になってくると環境アセスメントをしないといけなくなるが、それしないでいいとなると、かなり緩やかになってくる。それからもう一つの縛りとして福祉のまちづくり条例というのがある。150㎡から200㎡ぐらいの店舗を作ろうとすると、福祉のまちづくり条例が定着してくる。そのなかの条例に合わせて制定しないといけない。その辺りの法や条例で決まっているようなものについてもきっちりやるというぐらいしか今のところは書けないのかなという感じはしている。

柄沢委員 今、議決という文言をここで使っているが、東委員からも議決というのであればちょっと難しいというのがあったけれども、ただ、例えば今回は大型スーパーという住民に非常にマイナスのダメージを与えるような開発ではないのでこういう程度で収められると思うが、国の法律に適合しているから、何でも認可の開発だということでオッケーするのか、議会も何にも黙ってみているのかということには私はならないと思う。過去にもいろいろな町で、もちろん開発業者は法律に合致したかたちでするのは当然で、それが市町村が反対してできなかったこともたくさんあると思う。やはり何らかの形で議会が動けるようなことをここに盛っておくべきだと思う。先ほどから議決、議決という言葉を使っていたので、手持ちの資料で見たら、生駒市の議会の役割と権限のところでは、議決という言葉は使ってい

ない。「編成する権限を有する」とか「監視し」とかそういう文言を使っている。だから今までこの大型店舗を外すか外さないかということから少し視線を変えれば、議決という文言を変えるだけで十分にいけないのではないか。先ほども委員長のほうからも議決イコール絶対できないということではなくてというのは何らかの牽制を議会としてやっていくべきではないかということをおっしゃったと思う。私も議会としては何らかの町民に町としてこの町の将来に好ましくないものが作られるようであれば、やはり議会として動くことを考えてもらった場合、そういうものを盛り込んで、大型店舗という言葉が的確かどうか分からないが、開発に関してはそういうような動きをしてもらいたいという希望があるので、そういう形で、どういう表現になるか今後もっといい表現があるかもしれないが入れてもらいたい。

小林委員 私のほうから二点、確認の意味で申し上げたいのは、第2条の第2項をもう一度見てもらいたい。さっき部会長からも報告があったように、「次に掲げる事項を議決する権限を持っています」とあるが、これは今の上牧町議会にはない。これを条例で規定すれば議会が議決する権限できるということである。今は議会に諮らなくても町長いわゆる行政側が決めてしまえばそれで済んでいることである。これが条例で議会の権限として、議会の権限拡大といったことを条例で決めればそういうようにできると、議会の議決権限、議決事項にできるというようなことがあるので、それを利用して今回、上牧町の議会の役割を増やそう、高めようという意味合いでこの第2項は入っている。いずれも大事なことだと思うが、基本計画、用地売買が想定される計画の策定、町の施設の設置運営に関する方針及び計画の策定もしくは、住民生活または地域に影響を及ぼす重要な施策、他市町村との連携、こういったことはいずれも現在は条例上規定が無いから上牧町の議会は議決権限を持っていない。これは初めてここで権限を付与されるということなので、たいへん役割は高まるわけで、しっかり期待に応えてもらいたいと思う。これに決まればそう思う。

もう一点は、柄沢委員が言ったことに、私自身全く異論はないけども、要は、第2条というのは、議決権限を決めたただけのことであるので、議会がこれ以外の活動をしてはいけないということは何も書いていないわけである。議会が、住民の生活や環境にどうかと思うような民間の事業計画が出て、それに対して文句を言いたいという場合は、議会が議決権限はないけ

れども、議会の総意として、これこれこういったことを申し入れるという
ようなことはいくらでもできるわけである。それは別に制限は何もないの
で、それはどんどん議会として好ましいようなまちづくりのための行動は
とっていただきたいと思う。それから、そういうことを書いておこうと、
柄沢委員が言ったことはそういうことであろうと思うが、議会の権限では
ないけども第3号としてそういったことも議会は積極的に動くと言うよう
な意味合いで、そういう条文も入れておいたほうがいいのか。別
に入れても入れなくてもできることだが、入れておいたほうがいいのか。別
にあれば、入れておいても構わないと思う。議会もしくは議員はそうい
ったこともよく認識してやってくださいよと、権限は無いけどもまちづく
りに影響するようなことについては、積極的に発言をしてほしい。もしく
は議会としての考え方を示してほしいということはこの基本条例にも入れ
ておいてほしい。入れておいたほうがいいのかというのは私も賛成である。

田島委員 このこの権限のところのもう少し詳しく解説すべきだった。地方自治法との
関連で、ちょっと解説を付け加えさせてもらう。議会の権限というのは、
地方自治法の第96条第1項に載っていて、もともと権限というのはたく
さんあって、そのなかで第96条第1項に1から15の議決権というのが
載っている。たくさんあるので、一部だけ説明のほうに載せているが、全
部読んでもあまり意味が無いので、聞き覚えのあるものだけ載せてある。
全部で15議決権というのがある。地方自治法が改正される前は、実は地
方自治法の第2条第4項に基本構想の議決義務というのが、議会に課せら
れていた。ところが、改正されて基本構想を議決しなくてもよくなった。
第2条第4項が削除されて基本構想を別に決めなくてもよくなったという
ことで、まちづくりが別に基本構想や基本計画がなしでもやっていいと全
く地方自治体に任されてしまった。ところが、やっぱりまちづくりという
のがちゃんと計画的にしないといけないという自治体がそういった基本計
画をきっちりと議決事項にしないといけないというので、条例に盛り込む
ようになったというのが背景にある。同じく第96条第2項に条例で議会
が議決すべきものを定めることができるという項目があったので、この項
目に従って、(2)から(5)までこれを付け加えて議決案件として上牧町はこ
れを加えようということになった。ほかの他市町村の条例ではこんなにた
くさんはない。基本構想だけが殆どである。基本構想というのは、大体ま
ちづくりはこんな理念で行なうよというのが基本構想である。それに基づ

いて10年スパンで基本計画前期と後期の5年ずつというのをたてて、これを更に細かく実施計画をたてて、こういうので計画的なまちづくりを行なえるわけである。だから、そのためには基本構想を議決して、ちゃんと定めないといけないという思いがあったので、まず基本構想と基本計画というので、(2)を入れた。ただこれだけに留めておくともったいないというので、ほかのも加えたというのが(2)から(5)ということになっている。背景はそういうことである。

堀内委員 示してもらった条例の第1条第3項に、議会報告会を開催する責任があるという表現で書いてもらっている。その関連したものとして第4項に住民主体との対話、ここは努めなければならないと書いてあり、昨年議会部会ではたいへんご苦労をいただいて、ここまで仕上げてもらったことについては敬意を表するところであるが、1年前から作業をされているので、多分、議会基本条例というのは想定されずにここまで来たと思う。上牧町議会でも3月議会で議会基本条例も含めて議会が議会改革に取り組むという議会決議をしているので、具体的に議会基本条例の検討作業も始まっている。そこでお聞きしたいのだが、この辺の議会報告会の開催あたりは議会基本条例がもし制定するとすれば、そちらのほうで規定したほうがむしろ運用上望ましいのではないかと考える。全国でも自治基本条例あるいはまちづくり基本条例が制定されている自治体と、そして議会基本条例しかない自治体がある。それから自治基本条例あるいはまちづくり基本条例、議会基本条例が制定されているという3つの組み合わせがあるが、状況としては、上牧町の場合は議会基本条例も含めて制定される動きになると思うが、この点のまちづくり基本条例と議会基本条例の関連というかすみ分けというか分野というか、議会部会としてはどのように考えているのかお聞きしたい。

田島委員 一番大きな違いは、まちづくり基本条例は改正をするときに、住民主体の検討委員会を設けてそこで審議をしないといけない。というのに対して、議会基本条例は議決で改正することができるということになると思う。だから議会報告会もここから外して議会基本条例に入れてもらうとすれば、それはそれで結構だが、議会が何回かやってみてあまり成果がないとか、努力してもらいたいのだが、やったけれども議員にとってはおもしろくないとしんどいばかりの話で、もしその議決で中止になってしまうとすれ

ば、私はこちらのまちづくり基本条例で検討しない限りは改正できないというほうにしておくほうが安全だと思う。別に信用しないということではないが、一応ここに入っている。

一番大きな違いは、誰が改正を決めるかということで、細かなことを言えば、いろいろここに書かれてある理念を実現していくために細かなことを決めたりする必要がでてくるので、それは議会基本条例で定めてもらわないといけない。ただ、ここに関しては譲れないという気はしている。個人的なコメントかもしれないが、後は皆さんのご意見次第だと思う。

堀内委員 ただいまの意見であるが、私は決して異論があって申し上げているわけではない。当然やるべきだと考えているが、この辺の問題になるとまちづくり基本条例としては、理念的なところをきっちり書いてもらう、盛り込むということが基本かなと思う。例えば、議会報告会という場合には、やはり議会として十分議会の審議の状況、考え方、取り組み、報告を申し上げ、そして合わせて、住民の皆さんの意見を聞くというのが趣旨であるから、やはり情報の共有なり住民意見の反映という形でまちづくり基本条例の場合は規定するほうがいいのではないかとというのが私の意見である。議会基本条例は別ということになっているが、このところも議会基本条例のなかで、きっちり定めていくやり方が本来いいのではないかと考えている。まちづくり基本条例と議会基本条例が並立している場合は、殆どそういう形になっていて、流れとしては今そういう方向で動いているので、このところは議会基本条例の取り組みがかなり遅れてステートしているからやむを得ない点もあるかと思うが、制定される段階ではやはりこのところはむしろ議会基本条例に譲るべきテーマではないかという意見である。

小林委員 今、堀内委員が議会報告会にこだわっているわけだが、要は議会報告会というのは、議会改革のテーマに過ぎない。だから議会改革というのはものすごくたくさんある。そのうちの代表的なものがこの議会報告会というものであると認識している。今、話が出ている基本条例では議会に関する条項は2つしかない。だからおそらく基本条例では理念的なことを、いわゆる議会の改革方向が示されるような、議会の役割と責務とか、議員の役割と責務とか、そういうような立て方で理念的な今後あるべき姿を決めると、それを受けて議会基本条例のほうでは、先ほど堀内委員が言

ったように、踏み込んだ具体的なことを何十条なるか分からないが、相当条文を使ってきっちり書いてもらうということになってくるだろうと思う。それと、第1条、第2条のなかで、具体的なことを書いているのが議会報告会だけである。ほかは理念的なことを書いている。

議会報告会をどうするかということで、私は議会改革委員会のほうも議論の途中であって、それで我々のターゲットは来年3月の完成を目指していて、議会改革委員会のほうも来年3月をターゲットとして目指していると伺っている。したがって同じタイミングでまちづくり基本条例と議会基本条例が出来上がると、おそらく3月の議会に同時にかかる。その前に住民の説明会なんかも行なわれる場合は、2つの条例が同時に住民方にも示されて、説明され意見が出されるということになってくると思うが、そうなってくると堀内委員が言った議会基本条例がどんな形になってくるのかまだ何も見えていない、私たちには示されていないわけであるから、その議会報告会もそうだし、ほかの議会改革の具体的なことがどういうように、どれだけ盛り込まれてくるのか、そういったものを見せてもらって、そのうえで2つの条例の調整をする。まだ時間があるので今ここで決めてしまわなくても、まだまだそういったことを議論する場があると思うので、ここは宿題ということで、そういうような議会側からの要望があるということで、記憶に留めておいて、改めて議論してはどうか。

柄沢委員 この年1回以上の議会報告会についてであるが、田島委員が言われたように、この条例の改廃には住民をまた次は参加してという考え方で、それとこの条例は一応、町の最高規範という位置づけで今まで流れてきていると思う。この後に議会基本条例ができる。だから、議会基本条例と全く年1回以上例えば両方が謳っていたとしても何ら問題ないのではないかと思う。これが逆に、議会基本条例が年2回というようにしたら、この最高規範に反するわけであるが、年1回以上あるいは年2回以上あるいは議会ごとというように設けられたら何らこの最高規範に抵触しないし、確かに議会基本条例が実質的に細かいのをやって、この条例は理念的なものというような考えがあるが、まちづくり基本条例を作るときに、上牧町は今このような状態に置かれているが、今後そういう状態に置かれないために、ほかの市町村とは違う実質的に分かるような文言を盛り込んだ条例を作ろうという出発だったと思う。だから、特にまちづくり基本条例のなかで、議会部分というのは本当に理念的なものばかりである。議員の役割と責務の第

3条以下でもわざわざここに謳わなくても、議会議員は広く住民の声に耳を傾けてというのは最初から決まっていることである。それでもなおここに謳っているということは、それを具体的に表したいというまちづくり基本条例の最初の目的であったと思っているので、「年1回以上・・・」を入れても何ら問題はないと考えている。

議 長 この件についても継続して話をしていきたいと思う。
時間が1時間経ったので、ここで10分間休憩をとりたい。

— 休 憩 —

議 長 それでは定刻となったので始めたいと思う。あと1時間ほどで今日の会議を終わらせてもらうこととする。

先ほどの話を継続して進めることとしていたが、

1枚目の第1条第3項のことについて最後のほうに議論になったが、委員長としての提案であるが、ペンディングマークというか、議会のほうからそういう意見があったということ踏まえて、次回検討するというところでもあるが、これについては議会基本条例の進捗状況も踏まえながら判断するというところで一応付箋マークを付けてもらって、この条文は(案)という形で置いておきたいと思う。(委員からの異議なし)

議会基本条例の推移をみながら検討してということで第1条はこのように確定としたい。

第2条第2項であるが、例えば大型店舗であるとか、特に(4)で住民生活または地域に影響を及ぼす重要な施策についての監視機能がついてないのではないかとということもあったが、これについては第2項の最初のところで、調査・監視する権限というのが含まれている、そういう言い方もあると思うので、もう少し順番を並べ替えるなりして分かりやすい文言で組み替えてもらいたい。これについては次回でなくても結構だが、皆さんの意見が出揃ったと思うので、それを踏まえて案を作成してもらいたい。

その他であるが、「この条例」と「本条例」とか、この辺については全てのチェックを踏まえていくなかで、あとは細かい点で「説明する責任があります」と「説明しなければなりません」などについては適宜、議会部会のほうで変更して案を作成してもらいたい。

1ページ目の第1、2、3条については以上をもって委員会の案として採

択させてもらうこととする。賛成の挙手をお願いしたい。

小田委員 第1条第4項で、「議会は、住民参画を推進するため、住民が議会で発言できる制度を活用すると共に・・・」とあるが、現在そういった制度があるのか。それは住民にどのように知らされているのかその点を教えてもらいたい。

議 長 住民が議会で発言できる制度を活用ということは、今その制度があるという認識というなかで、その制度というのが今あるのかどうか。

田島委員 説明のほうの1ページ目の一番下の第1条第4項のところに、載せているけれども、引用として「住民が議会で発言できる制度には地方自治法に基づく公聴人制度及び参考人制度のほか、請願者が意見を述べる機会を設けることも含まれる」というので、一応現在のところ制度としてあるのは、公聴人制度と参考人制度になる。もちろん住民だけでなく、専門家の方も含まれる。

議 長 ということで、説明書きにあるとおり、発言できる制度があるという認識でよろしいか。

小田委員 それであれば、今この説明のような内容の文言をここに入れてほしいと思う。これでいくといかにも住民が安易に議会で発言できると、そのように易しく捉えられるので、もう少し硬い表現でしてもらえたらと思う。

田島委員 公聴人制度及び参考人制度を活用するとともに書き換えることも可能であるが、ただ、公聴人制度や参考人制度というのは、住民だけでなく専門家の方も含まれるので、こういように住民が発言できる制度を活用するという言い方をした。制度ということで直接書き換えることも可能は可能であるが、そちらのほうが見望ましいのかは皆さんの判断によると思う。

遠山委員 例えば、発言というのを何かに変えることはできないか。

柄沢委員 もう一度確認をするが、これはあくまでも議会側が求めたときに発言できるということか。住民側から請願書として出した場合は、その趣旨説明と

かはできるが、一般的に住民側から求めて発言できる制度があるのか。
あくまでも議会が求めた場合であれば、ちょっとこの表現では住民側から
求めて発言できる制度があるのかなというようにとられるような気がする。

議長 どちらかという住民の意見を聞く制度ということであると思う。

小林委員 今回の柄沢委員の意見は分かったが、第4項の主語は「議会は」である。議
会は住民参画を推進するため、住民が議会で発言できる制度を活用する。
いわゆる議会が活用するということである。だから、この第4項の表現
は議会の役割と責務ということで整理したなかの1項であるので、議会の
役割としてこの制度を活用しなさいということを決めているわけであるの
で、こういった形で理解してほしい。別途おっしゃっているような、議会
が求めていないにも関わらず住民が発言できる場を設けるというのであれば
別の話で書かないといけない。

柄沢委員 私たちはそれで分かるのだが、あくまでもこの条例は、分かりやすい条例
を作るということで、一般的に住民は私たちが議会で発言できるのかなと
いうように捉えられるのではないかと私は思った。この条例を作った方は
それで分かると思うが、ぱっと読んだときには住民が議会で発言できる機
会ができたのだと私は捉えられるというように思った。

田島委員 そういうとり方もあるのだなと、初めて気がついた。書くほうとそれを読
むほうというのは、やっぱり随分理解が違う。指摘のような誤解を招くよ
うな表現であれば、もう一度書き直し、もう少し工夫が必要だと思う。

小田委員 確かに第4項で、主語は「議会は」ということであるが、国語的に読んで
も「議会は住民参画を推進するため、住民が議会で発言できる制度を活用
する。」とあり、これは住民が自由に発言できるというような捉え方もでき
ると思う。「議会」が主語であれば、あくまでも議会が主語であるというよ
うな表現に変えてもらえればよいと思う。

議長 それでは、先ほど田島部会長からの話もあったように、工夫してもらえる
ということで、変更をお願いしたいと思う。

第1条、2条、3条を委員会の条文案とすることに賛成してもらえる方は

挙手をお願いしたい。(賛成多数)

ありがとうございました。それでは、賛成多数ということで第1条、2条、3条を委員会の条文案とすることとしたい。

小林委員 最後に今日は傍聴席に議員の方々も来られているので、少しお願いをしておきたいと思うのは、条例検討委員会としてはこれで素案として決まったわけであるが、今まで話が出ていたように、議会の役割、責務が極めて重くなる。要は先ほども話題になった議会報告会も含めて、議会がやるべき事がどんどん負担が増えてくる。一方、第2条第2項で、議会の権限が広がる。特に先ほども田島委員から話があったと思うが、他の市町村の先行しているところの条例では、2号の部分が入っている。いわゆる基本計画や他の市町村との協定、連携なんかは入っているが、3号、4号は入っていない。3号、4号は極めて上牧町独自の表現である。これをすべて議会の議決を要するという話にすると議会の権限が一気に広がる。言い換えれば行政の負担が増える。今まで行政だけで決められたことが、要は議会に諮って決をもらわないといけない。こういった話になるので、お互い緊張関係が高まると私は期待している。そういう意味で、議会の負担も増えるけど権限も増えるのがこの案であるから、議員方もこの条例委員会の議論の過程を踏まえながら理解してもらって、議会改革検討委員会のほうの議論に反映してもらいたいと思っているので、よろしくをお願いしたい。

議長 それでは続いて、全体会検討用の2枚目であるが、こちらについては、共通テーマでありながら議会部会のほうに条例素案を作成をお願いしたという内容になっている。こちらについても田島部会長からの説明を求めたい。

田島委員 その前に一つだけお願いがある。議会部会で検討したときに行政部会のほうの条文に入れたほうが望ましいと思われる、いわゆる口利きで、議会部会で素案として考えたのが3項目で、1. 町職員は公職者から要望などがあつたときは、記録票を作成する。2. 記録票の作成にあたっては不実または虚偽の記録をしてはならない。3. 作成された記録票の概要などを定期的に公表しなければならない。こういった内容を行政のほうで法令の遵守の関連で条文規定をしてもらえればと思うのだが、行政部会ではどのように検討されているのか教えていただきたい。

藤村委員 今日、の帰りに次回検討するための行政部会の資料をお渡しすると思うが、そのなかで行政のなかの説明責任という項の第2項に町は議員及び町民からの要望、口利き等を記録し公表しなければならないという文を案として入れている。

田島委員 わかりました。また細かい条文については、行政部会の説明のときに質問という形で訊ねたいと思う。

<議会部会 専管テーマに係る条文案の説明（情報共有等）>

議長 それでは、情報共有等の条文について何か質問等がある方は挙手をお願いしたい。

遠山委員 白老町の条文を見たが、第7条の選挙のことが書いてあったが、公職選挙法で公約をしなければならないと決めることができるのか。

小林委員 公職選挙法上はないと思うが、ただ条例で決めればそれは有効であるという話になるので、だから町長選、町議選についてはこういった形で決めれば公約として示す義務が生じるということになる。

従来から町長選や町議選には選挙公報がないというのはおかしいと思っていたが、要は告示日から投票まで極めて短い。5日間だとすると立候補者から選挙公約を出してもらって、それを印刷物にして間違いがないか校正し、全有権者に配るというのは、5日間では物理的には無理だということまで今までしていなかったと町のほうから聞いた。仮にこれが決まれば、選挙管理委員会がどう関るかという問題もあるが、議員個人が公約として示す話になるから独自にやるということで行くのか、選挙管理委員会が何らかの形で関って統一した方法で選挙公報として出すのかその辺りはまた議論が必要である。ただ、物理的な問題がカバーできるかというのは短い期間で選挙をやっているところがあるのか調べたうえで、対応、検討するという話になる。

東委員 今、副委員長が言ったように物理的な問題がかなり大きい。告示されて、その日の午後5時まで立候補できるということで、午後5時に締め切られると、今の制度でいくと、火曜日に受付が終わって、そこで立候補された

方の公約や政策なりを持ってくる。そこで校正をかけて印刷かけて配布するということになれば物理的な状況が大きなウェイトを占めるのではないかと思う。

井尻委員 私を知っている範囲でいけば、例えば衆議院や知事は選挙公報の発行が義務付けられているが、それ以外のものについてはそれぞれの町の選挙管理委員会が決められると思う。であるから発行しようと思えば発行できる。この条文によってそういう方向に持っていければいいのではないか。今は物理的に無理だと思うが、ほかの公報でされていると思うが、原稿をそのまま一字一句変えないでコピーするとかやり方を工夫すれば可能ではないかと思う。

堀内委員 今回の議論に関して、条文としては義務規定になっているが、むしろ努力規定にあるいはそれに近い形に、例えば「示すこととする」にしたほうがいいと思う。何故かという罰則規定がないので、立候補をしても（選挙公報を）出さないとすれば、それで終わってしまいます。また、物理的な問題というのものもあるし、井尻委員からもあったように、最終目標としては町として町長並びに町議会議員の公報を出すことを目的にこれからいろいろな制度を設定し予算を付けていくということを基本条例で示せば、そういう方向性をきっちり示すということが大事ではないか。むしろ内容や根拠のないままに義務規定を設けるとするのはどうかというように考えている。

東 委員 この件に関して、決して反対しているわけではない。公約を示すというのは当然のことだと考えている。

柄沢委員 私も堀内委員が言ったように、この示さなければならないではなくて、もう少し義務規定ではなくて、だからこの公約が示されて、それが本当にその人の意思というか右へ習えのような公約になるような気も半分はしないでもない。示す方は示したらいいし、そうでない方は公報を出さないということで、住民はそこのところも踏まえて判断するべきであって、言ってみれば人の公報を半分もらって出すというのではないかと私はそういう危惧を持たないでもないので、義務規定にせず、もうすこし柔らかい表現でいいと思う。

小林委員 私は柄沢委員とは若干違って、町長は当然であるが、町議会議員であっても立候補する以上は、町の運営に携わるのであれば、どういった町にしたいのかという公約というのは分からないが、それはやはり有権者に当然示すべきであると思うので、何らかの方法で示してもらいたいと思っている。ただ今回の第7条が先ほども言ったように、選挙公報という意味合いで縛るものであれば物理的に不可能な場合もあるので、国政選挙はまた別だが、町の選挙はたった5日間しかない。そういった問題もあるので第7条をおく場合は選挙公報という形で実現するかも分からないし、物理的に無理な場合は、立候補者が任意にそれぞれの形で公約を示されるということで理解してもらいたい。

議長 今の意見であると、義務にするのか、努力義務にするのか、例えばこの条項であると「住民に示さなければなりません」とるが、柄沢委員の意見であると「住民に示すよう努めなければなりません」のどちらかになると思う。これについて何か意見はないか。

遠山委員 確かに選挙公報というもので、できるというのが現実的に難しいといっても土曜日までに着けばいいので、井尻委員の話でもあったようにどうにかなるのかなと思うが、ただ難しいのであれば、示さなければならないでもその方法がないと突っ込まれてもいけないので、柄沢委員の意見に賛成であるが、そういう方法がないから公約を示さないよという立候補者がいてもやむを得ないのか。そうではなくて公約を努力義務として謳われているので私はするというような方を町民が判断できるように「示すよう努めなければなりません」でもいいのではないか。あえてすると議会基本条例のなかで、「議員は公約をちゃんと謳いましょう」という内容を入れてもらったらいいのではないかと思う。

小林委員 これを議会部会で議論したときもイメージが若干バラバラだったと思う。選挙公報というのは、その選挙に立候補している立候補者が全員が登場して各々の公約を同じスペースで表現していく。だから比較できるわけである。そういったものを選挙公報といい、選挙管理委員会が管理するものであるが、そうではなくて、議会部会で議論したときは、要は時間的に無理な場合であれば立候補者が独自に自分はこういったことを公約して立候補するというようなものを配る。要は1枚のものに全員のものはいって

るか、個人ごとのものかということになる。後者であれば時間的にやろうと思えばできる。そういった意味合いで理解してもらって議論してもらったほうがいい。

東 委員 副委員長の話であるが、公示されて、そこで自分の名前をビラにして自分の政策、公約を述べてそれを配布するというのは公職選挙法に違反する。告示前までであれば

堀内委員 今の話に関して私が提案したいのは、町の選挙管理委員会として、やはり選挙公報は考えたほうがいいと思っている。ただし、期間の問題、出す出さないといった問題も出てくるので一定のルールを作って提出するものについてはやはり選挙管理委員会において公報として配布する。柔軟な形であっても全部の候補者が一同に揃わなくても一定ルールのもとに運用しながら公報を出すということを現実問題として考えたほうがいいと思っているので、そういう内容を含めてもう少し努力目標もしくは義務規定でない形での内容を盛り込んで進められるのが望ましいと思う。

田島委員 選挙をこの情報共有のところに入れたのは、これから町政を担おうという人に私たちが選挙で負託するにあたって、その人がどんな考えを持っているのかということを知らずして、はたして責任がある投票ができるのかということ考えたときに立候補者というのはまだ町民の立場であるが、その人のまちづくりの考え方というのは情報共有の対象になるのではないか。私たちが情報として共有してはじめて投票行動ができるのではないかという考えを盛り込むためにこの項目を入れた。細かい部分については選挙管理委員会や議会基本条例でお任せするとして、考え方として立候補者というのは町民の立場であるが情報共有をするに値する。あるいはその情報共有しなければ責任のある投票行動ができないということを知る意味でもこの項目というのは努力目標として入れていいと思う。だから「示すように努めなければなりません」でいいと思う。

議 長 それではこちらについては、「示すように努めなければなりません」という形でしながら、一度、選挙管理委員会とか選挙公報のやり方とかを継続として話し合っていこうということにしたい。そのほかについて、何か意見はないか。なければ出揃ったという認識で行

きたいと思う。ではこの情報共有等について訂正があるのは、第7条の1箇所で「示すように努めなければなりません」という形でいくなかでこの条文案を委員会としての決をとりたい。賛成の方は挙手をお願いしたい。(賛成者の挙手) 賛成多数であるので可決とする。

これで議会部会の専管テーマに係る条文案についての議論は終了とする。

次回は、9月3日(月)13時30分から役場3階委員会室で、行政部会の専管テーマに係る条文案についての議論とする。